

令和7年第2回臨時会

議案

令和7年12月24日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和 7 年第 2 回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和 7 年 1 月 24 日
開会午後 2 時 30 分

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 2 号 専決処分事項の報告について
(守谷消防署南守谷出張所救急車の物損事故に
係る損害賠償の額を定め和解すること)

日程第 4 議案第 14 号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の
一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 15 号 令和 7 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般
会計補正予算（第 4 号）について

日程第 6 議案第 16 号 環境資源化施設火災復旧工事請負契約の締結に
について

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

令和 7 年 8 月 17 日の守谷消防署南守谷出張所救急車の物損事故に
係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22
年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分
したもので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 24 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月26日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

1 和解の相手方

住 所 ○○○○

氏 名 ○○○○

2 損害賠償の額

65万円

3 和解の内容

- (1) 常総地方広域市町村圏事務組合の責任割合は100%、相手方の責任割合は0%とする。
- (2) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額65万円を相手方○○○○に支払う。
- (3) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

4 事故の概要

南守谷救急1にて松ヶ丘地先へ救急出場し、守谷市松ヶ丘一丁目26番地2メゾン・ソレイユC棟脇十字路走行中、現場付近の路上にて待機している通報者を運転席より確認。通報者と接触するため交差点を右折しようとするも右折は困難と考え一度後退してから交差点を右折しようとし、救急車を後退させたところ、22時50分後方より進行していたSUV車両のフロントバンパーと救急車のリアステップが接触したものです。

参考資料（報告第2号関係）

事故発生位置図



事故発生状況略図



議案第14号

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する
条例について

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年常総地方
広域市町村圏事務組合条例第17号）を別紙のとおり改正する。

令和7年12月24日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年条例第17号）
の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(第29条の2～第29条の7) 」

を

「 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等
(第29条の2～第29条の7)

第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9) 」

に改める。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第2項中「組合構成市町村」を「常総地方広域市町村圏事務組合規約（昭和47年地指令第297号）第2条の規定による関係市のうち、同規約第3条第4号に掲げる事務に関する区域（以下「管轄区域」という。）」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、管轄区域に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3 第1項第3号中「第45条」の次に「第1項」を加える。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長(消防署長)は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条～第17条の3)</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条～第22条の2）</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等（第23条～第28条）</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条～第32条)</p> <p>　第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条～第17条の3)</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条～第22条の2）</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等（第23条～第28条）</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u></p> <hr/> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>　第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条～第32条)</p> <p>　第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p>

<p>(第33条～第34条の2)</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条～第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p>第6章 雜則（第43条～第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報<u>（法第2条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>[削除]</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 (略)</p> <p>2 常総地方広域市町村圏事務組合規約（昭和47年地指令第297号）第2条の規定による関係市のうち、同規約第3条第4号に掲げる事務に関する区域（以下「管轄区域」という。）の住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。</p>	<p>(第33条～第34条の2)</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条～第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）</p> <p>第6章 雜則（第43条～第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則 (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報_____</p> <p>_____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 (略)</p> <p>2 組合構成市町村_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>の住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。</p>
--	---

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、管轄区域に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるととも

[新設]

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるととも

<p>に、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>（たき火を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防長（消防署長）は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>に、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>[新設]</p>
--	--

提 案 理 由

議案第14号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部
を改正する条例について

本案は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、消防庁が当該火災を踏まえた検討会を開催し、報告書をまとめた結果、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令することで、林野火災予防の実効性を高める必要があるとされたことを踏まえ、当組合においても火災予防条例の一部を改正するものです。

この条例は、令和8年1月1日より施行するものです。

議案第15号

令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)

令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,371,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月24日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,895,814	3,410	2,899,224
	1 清掃費	2,895,814	3,410	2,899,224
8 予備費		257,484	△ 3,410	254,074
	1 予備費	257,484	△ 3,410	254,074
歳出合計		8,371,604	0	8,371,604

第2表 緑越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 清掃費	ごみ組成分析委託	3,410

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
建物警備委託	令和7年度から令和8年度まで	285
建物清掃委託	〃	6,147
自家用電気工作物保安管理委託	〃	1,633
し尿浄化槽点検整備委託	〃	649
人事評価研修業務委託	〃	858
防災センター管理委託	〃	2,400
職員共同研修委託	〃	4,169
食品リサイクル堆肥化施設運転管理委託	〃	159,501
放射性物質濃度測定委託	〃	2,284
消防救急デジタル無線及び指令設備保守管理委託	〃	2,271
署活動系無線保守管理委託	〃	1,334
ホスティングサービス及びプロバイダ料	〃	259
賠償責任保険料	〃	536
例規集データベースシステム使用料及び更新委託料	〃	1,623
新採職員研修テキスト購入	〃	372
消防毒・劇物対応資器材購入	〃	620
消防防火衣購入	〃	17,279
消防救助ロープ購入	〃	1,388

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
署活動系無線機再免許申請料	令和7年度から令和8年度まで	413
消防用寝具等リース	〃	4,850
パソコンリース(令和8年度)	令和7年度から令和12年度まで	2,080
消防訓練用資機材リース	〃	2,200

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	2,895,814	3,410	2,899,224				3,410	
8 予備費	257,484	△ 3,410	254,074				△ 3,410	
歳出合計	8,371,604	0	8,371,604	0	0	0	0	

2 歳出

(款)4 衛生費 (項)1 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 環境センター費	2,893,366	3,410	2,896,776	0	0	0	3,410 分析委託料 ・ごみ組成分析委託 3,410	
計	2,895,814	3,410	2,899,224	0	0	0	3,410	

(款)8 予備費 (項)1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 予備費	257,484	△ 3,410	254,074	0	0	0	△ 3,410 △3,410 共通分 △ 3,410	
計	257,484	△ 3,410	254,074	0	0	0	△ 3,410	

提 案 理 由

議案第15号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計
補正予算（第4号）について

本案は、令和7年度一般会計予算について、変更を加える必要が生じたため、補正予算を調製するものです。

ごみ処理施設の整備に関し、多額の費用負担が見込まれることから、搬入されるごみの組成分析を実施し、ごみ減量化施策の検討に資するものです。

これにより衛生費の委託料を増額し、併せて年度内の業務完了が困難なため、繰越明許費を設定するものです。

このほか、令和8年度当初から契約の履行が必要となるリース料及び業務委託料について債務負担行為を追加するものです。

議案第16号

環境資源化施設火災復旧工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第13号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月24日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和7年度環境資源化施設火災復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 特命随意契約 |
| 3 契約の金額 | 4,235,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区芝浦三丁目9番1号
株式会社タクマ東京支社
支社長 田邊 靖 |

提 案 理 由

議案第 16 号　　環境資源化施設火災復旧工事請負契約の締結について

本案は、環境資源化施設火災復旧工事を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出するものです。

参考資料（議案第16号関係）

1 見積顛末書

管理者(甲)	事務局長(乙)	事務局次長(丙)	参事	課長(丁)	課長補佐	係長

見積顛末書

第1回見積開札年月日(令和7年11月4日執行)

契約件名	令和7年度環境資源化施設火災復旧工事			
入札方式	随意契約			
業者名	第1回見積額	第2回見積額	第3回見積額	備考
株式会社タクマ 東京支社	3,850,000,000円			落札
以下余白				

落札額(税抜)
(落札額の110分の100) 3,850,000,000円

落札額(税込) 4,235,000,000円

2 建設工事請負仮契約書

(仮) 建設工事請負契約書

- 1 工事名 令和7年度環境資源化施設火災復旧工事
- 2 工事場所 茨城県守谷市野木崎4605番地
- 3 工期 契約確定（議会議決日）の翌日から令和9年9月30日まで
- 4 請負代金額 金4,235,000,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金385,000,000円)
各会計年度別内訳額
令和8年度 金 694,500,000円
令和9年度 金 3,540,500,000円
- 5 支払条件 各会計年度別金額を当該年度の限度額とし、組合が検査により施工の完了を認めた範囲に限りその施工代金を会計年度ごとに支払う。
- 6 契約保証金 423,500,000円
または免除（常総地方広域市町村圏事務組合財務規則第115条第3号）

上記の工事について、発注者と受注者は、各自の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第13号）第2条に規定する契約のため、組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、組合議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和7年11月4日

発注者 住 所 茨城県守谷市野木崎2522番地
名 称 常総地方広域市町村圏事務組合
代表者名 管理者 松丸修久



受注者 住 所 東京都港区芝浦三丁目9番1号
名 称 株式会社タクマ東京支社
代表者名 文社木田邊靖



3 概要

資源化施設火災復旧工事

【1年次】

- ・建築工事、機械工事

鉄骨更新、A L C 工事、搬送設備、集じん設備、電気設備更新

【2年次】

- ・機械工事

搬送設備、選別設備、集じん設備

スケジュール

区分	R7年度			R8年度												R9年度					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
建築工事																					
製作																					
建設工事																					
電気設備工事																					
機械工事																					
製作																					
機械工事																					
報告書																					

事業費・財源

【単位:千円】

区分		令和8年度	令和9年度	合 計
事業費	工 事 費	694,500	3,540,500	4,235,000
財源内訳	地 方 債	694,500	3,540,500	4,235,000
	一般財源	0	0	0
	合 計	694,500	3,540,500	4,235,000

※地方債

災害復旧事業債（火災復旧事業）充当率 100%

1年据置 10年償還（令和10年度から元金償還開始）